

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム商品券事業実行委員会補助金事業【第6弾】	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けた生活者及び事業者を支援するため事業を実施し、消費喚起及び消費下支えによる市内経済の活性化を図る。 ②実行委員会補助金 ③プレミアム分 900,000千円(15,000円分×60,000組)、事務費60,000千円 ④実行委員会(富士宮市商工会議所等)、市民	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費臨時負担軽減対策事業(R7予備費分)	①物価高騰対策として、学校給食の賄材料費について、物価上昇分を補うことで、保護者が負担する給食費を据え置き、家庭の負担を軽減する。 ②児童・生徒が食べるR7.4月～R8.3月分(8月分を除く)の給食の賄材料費高騰分(教職員分は除く) ③29,248,929円+20,025,386円=49,275千円 児童5,739人×11月×(4,400円×10.53%)=29,248,929円 生徒3,262人×11月×(5,300円×10.53%)=20,025,386円 ④市内小学校21校、中学校13校に通学している児童・生徒の保護者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	市立保育園臨時給食費負担軽減対策事業	①物価高騰対策として、給食費の保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食が提供されるように、市立保育園の経費を負担することで、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への負担軽減を図る。 ②賄材料費(教職員分は除く) ③0～2歳児 7,500円×14%×310人×12か月÷3,906千円 3～5歳児 4,500円×14%×590人×12か月÷4,461千円 ④市立保育園に通う児童及び保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	民間保育所等臨時給食費負担軽減対策事業	①物価高騰対策として、給食費の保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食が提供されるように、民間保育所等に経費を補助することで、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への負担軽減を図る。 ②補助金 ③給食費の10%を上限に各園へ交付(教職員分は除く) 私立保育所等(施設型保育事業) 8,700千円(令和3年度実績)×10%=870千円 幼稚園(幼稚園施設型保育事業) 700人×6,000円×10%×11月=4,620千円 合計 4,590千円 ④認可保育園、幼稚園等 計20園	R7.4	R8.3
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	事業者向け臨時省エネ設備導入費用負担軽減対策事業	①物価高騰対策として、事業者の省エネ設備(空調設備(エアコン)、給湯設備(給湯器、ボイラ)、照明設備(LED照明))の導入費用を補助することで、物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減を図る。 ②補助金 ③1,000千円×5件=5,000千円(補助上限2,000千円、下限200千円) ④既存の設備を、省エネ設備へ更新する事業者	R7.4	R8.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	粗飼料価格高騰対策事業	①目的・効果 酪農及び肉牛の畜産に係る粗飼料の高騰分の一部を補助することにより、畜産農家の事業継続や経営安定を図る。 ②交付金を充当する経費 1年間に給餌する粗飼料高騰分 ③積算根拠(対象数、単価等) 1.乳用牛 支援単価:12,000円/頭 12,000円×5,698頭=68,376,000円 2.肉用牛 支援単価:1,870円/頭 1,870円×4,771頭=8,921,770円 計 68,376,000円+8,921,770円=77,298千円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 市内で営んでいる乳牛及び肉牛農家	R8.1	R8.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費臨時負担軽減対策事業(R7補正分)	①物価高騰対策として、学校給食の賄材料費について、物価上昇分を補うことで、保護者が負担する給食費を据え置き、家庭の負担を軽減する。 ②児童・生徒が食べるR7.4月～R8.3月分(8月分を除く)の給食の賄材料費高騰分(教職員分は除く) ③416,651円+285,262円=702千円 児童5,739人×11月×(4,400円×0.15%)=416,651円 生徒3,262人×11月×(5,300円×0.15%)=285,262円 ④市内小学校21校、中学校13校に通学している児童・生徒の保護者	R7.4	R8.3